



日本の お部屋や 家屋を 貸し出されている方

税金

払いすぎた

取り戻します。

成功報酬 まずはご相談ください!

国内居住者と同じ処理で非居住者の控除が見逃されていることは珍しくありません。
手続き手数料は成功報酬で還付額の 21%

納税管理人は
海外居住者案件について!
戸澤浩史税理士事務所
戸澤浩史 にお任せ!

海外に居住している場合、日本国内にお住まいの方とは受けられる控除が異ります。正しく処理すれば大幅な控除拡大の可能性も。お客様の大切な財産運用をお手伝いをします。

対象条件 :

- 日本非居住で不動産を法人に賃貸
 - ・海外に滞在している。 *1
 - ・日本国内の物件であること。
 - ・賃貸先が法人であること。 *2

*1 お客様の日本国内の最後の居住地、賃貸借物件の所在地に関係なく納税管理人を指名可。

*2 賃貸先は不動産管理会社でも構いません。



あきらめないで! まだ 間に合うかも!

過去にさかのぼって調査・再計算。還付申請をします。再申告や還付手続きは期限があります。見直しはお早めに。



STEP1 お問い合わせ

お電話・メールでお問い合わせください。
以下を用意ください。(解る範囲でかいめん。)

- ・所有物件の所在
- ・貸付先と連絡先
- ・納税管理人の有無および連絡先



STEP2 ヒヤリング・ご相談

ヒヤリングの上、諸事項のご説明します。
また、不明な点、ご質問にお答えいたします。



STEP3 納税管理人の指名

お客様がご理解いただけましたら、
納税管理人にご指名ください。
以後、煩わしい手続などありません。



STEP4 納税管理・手続き代行

確定申告および、還付手続きの代行します。
初年度は未手続分も併せて再申告・還付申請。



STEP5 報告書提出と還付金振込

手数料を差し引き、指定口座に振込みます。
契約期間中は、毎年手続きを代行します。
手数料は還付総額の 21% (税込)

www.hellothai.com/tz

納税管理人の詳しい情報は
ここにアクセス!

戸澤浩史税理士事務所

TOZAWA EA OFFICE

愛知県一宮市真清田2丁目11-12

海外居住者案件について!

FAX (0586)25-5838

TEL (0586)85-5838

ご相談受付時間 9:00 - 17:00

E-MAIL hiroshi-tozawa@outlook.jp

*3 日本国内物件 *4 前年度分を含む *5 指定口座振込み

バンコクにご家族で赴任中
(航空会社勤務) 事例①

不動産物件	一軒家 *3
賃貸料(月額)	230,000 円
07年度 (未手続の06年度分も併せて申請)	
家賃収入合計	2,760,000 円
源泉徴収額	552,000 円
還付総額	893,804 円 *4
戸澤事務所手数料	
管理・手続き代行手数料	178,760 円
消費税	8,938 円

差引払い戻し総計額 706,106 円 *5

中国にご家族で赴任中
(物流商社勤務) 事例②

不動産物件	マンション *3
賃貸料(月額)	130,000 円
07年度	
家賃収入合計	1,560,000 円
源泉徴収額	312,000 円
還付総額	303,000 円
戸澤事務所手数料	
管理・手続き代行手数料	60,600 円
消費税	3,030 円

差引払い戻し総計額 239,370 円 *5